

# 役職員退職給与規程

## 役職員退職給与規程

- 第 1 条 この土地改良区の常勤役員及び職員であつて、勤続5年以上の者が退職又は死亡したときは、この規程により退職給与金を支給する。
- 第 2 条 退職給与金は、本人の退職当時の本俸月額に対して、別表の定率を乗じた額とする。
- 第 3 条 勤続年数は、就職の月から起算し、退職又は死亡の月をもって終わる。
- 第 4 条 業務上の疾病による特別休暇の場合に限り、その休職期間はこれを勤続年数に通算する。
- 第 5 条 役職員であつて、不都合の行為があつたため、退職した者に対しては、所定の支給額を減額し、又は支給しないことができる。
- 第 6 条 在職中死亡した場合の退職給与金は、その遺族又は本人の死亡当時その収入によって生計を維持したのに対して支給する。
- 第 7 条 この土地改良区は、職員退職給与金に充てるため毎年度初予算に退職給与金を算定して積立金を予算化するものとする。
- 第 8 条 前条の積立金で、この規程による給与ができない場合の不足額は、一般経費から繰入れて、支給するものとする。
- 第 9 条 退職給与積立金の収支予算並びに決算は、総代会に付議しなければならない。
- 第10条 この規程の改廃は、理事会の議決によつて行なう。

### 付 則

- この規程は、平成14年6月1日より施行する。
- この変更規程は、平成16年4月1日より施行する。
- この変更規程は、平成18年8月1日より施行する。
- この変更規程は、平成30年4月1日より施行する。

[別表]

勤 続 期 間	支 給 率
5年以上 ～ 10年以内	100分の100の支給率 × 年数
11年以上 ～ 20年以内	100分の110の支給率 × 年数
21年以上 ～ 24年以内	100分の120の支給率 × 年数
25年以上の長期勤務者について	
5年以上 ～ 10年以内	100分の125の支給率 × 年数
11年以上 ～ 20年以内	100分の137.5の支給率 × 年数
21年以上 ～ 35年以内	100分の150の支給率 × 年数
35年以上	100分の135の支給率 × 年数